

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県が定める「滋賀県中小企業支援計画」および「滋賀県中小企業経営資源強化対策費補助金実施要領」等に基づき、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が行う専門家派遣事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 専門家派遣事業は、創業、経営の向上を図る中小企業者および組合等（以下「中小企業者等」という。）が抱える種々の問題（経営・技術・人材・情報化等）に対して民間の専門家を活用し、適切な診断助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 支援プラザは、中小企業者等からの求めにより、登録した専門家を診断助言のため派遣するものとする。

ただし、中小企業者等からの求めによりITコーディネーター等の高度なIT専門家の派遣を要する場合であって、支援プラザに該当の専門家が登録されていない場合は、中小企業・ベンチャー総合支援センターと連携を図り、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されているITコーディネーター等を活用することにより、中小企業者等の要望に応じる。

(審査委員会)

第4条 専門家派遣事業の適正な運営に資するため、専門家派遣事業審査・事後評価委員会（以下「審査委員会」という。）を置くこととし、その組織および運営に関する事項については、別に定める。

(事業の対象)

第5条 専門家派遣事業の対象となる中小企業者等は次の要件に合致する企業（以下「対象企業」という。）とする。

- ① 創業者、経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- ② 創業または経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- ③ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(専門家の登録)

第6条 支援プラザは、中小企業者等の多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、大学関係者等幅広い分野の専門家を募集し、当該専門家から様式第2の「専門家登録申請書」の提出を受けて、これに基づき審査・登録を行う。

2 支援プラザは登録した専門家の名簿を作成し、支援対象中小企業者が専門家を選択する際に提示できるよう整えておくものとする。

3 その他専門家登録に関する事項については、別に定める。

(専門家派遣企業の選定等)

第7条 支援プラザは、専門家派遣を希望する中小企業者等から様式第1の「専門家派遣要請書」及び様式第11の「個人情報保護に関する同意書」の提出があったときは、審査委員会において第5条に定める要件に合致する企業であるかなど内容を検討の上、本事業の対象となる企業を選定するものとする。ただし、やむを得ない場合は、職務権限を有するプロジェクトマネージャーの判断により、審査委員会の審査を省略して選定することができるものとする。

- 2 支援プラザは、前項により選定された対象企業の支援を求める内容に応じて、単独または複数の登録専門家に対して、本事業の対象企業に対して診断助言による支援を行うことを依頼する。
- 3 支援プラザは、「専門家派遣要請書」を基に診断内容のヒアリング等を行い、依頼する登録専門家および対象企業と協議のうえ様式第3の「専門家派遣計画表兼負担金額内訳表」の提出を受けるものとする。ただし、1回のみ派遣の場合は省略できるものとする。なお、派遣回数等の変更が行われた場合には、当該企業および専門家は様式第6の「専門家派遣計画変更届」を提出するものとする。
- 4 支援プラザは、前項により依頼する専門家および対象企業と専門家派遣の実施方法等について別に定める様式第4の1の「専門家派遣の実施通知ならびに負担金納入依頼について」を対象企業あてに、様式第4の2の「専門家派遣事業の委嘱について」を専門家あてにそれぞれ発送し通知するものとする。
- 5 対象企業は、原則として、第6条により登録された専門家の中から専門家を指定できることとするが、対象企業に専門家について知見がない場合は、支援プラザは、登録されている専門家の中から支援要請の内容に合致した専門家を紹介することとする。
なお、登録されていない専門家を対象企業が希望した場合は、その専門家を第6条の登録手続きに則り、随時登録できるものとする。

(専門家謝金)

- 第8条 専門家謝金の額は、診断業務（調査分析等を含む）の従事回数1回につき令和2年4月1日から、4時間36,600円、3時間31,800円、2時間27,300円とし（ただし旅費、消費税および地方消費税を含む）、原則として、1企業（組合等）に対する1事業年度内の専門家謝金の総額を366,000円以内とする。
- 2 専門家は前項の謝金について、診断助言終了後、第11条により支援プラザへ提出する報告書と併せ、様式第5の「診断助言にかかる謝金請求書」を提出の上、請求するものとし、支援プラザは、前記の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし診断助言の期間が長期（1ヶ月以上）の場合は、第11条ただし書きにより支援プラザへ提出する経過報告書と併せ、前記の請求書により請求し、支援プラザは1ヶ月毎に謝金の実績相当額を支払うことができるものとする。
 - 3 専門家と中小企業者等とのマッチングが必要な場合にあつては、1日に限って専門家の派遣を希望する中小企業者等に派遣できるものとする。このマッチングにより専門家派遣の契約が不成立となった場合は、派遣した専門家を窓口相談等事業で相談要請を受けた相談員とみなすことにより専門家に対する謝金を窓口相談等事業の謝金で対応することができるものとする。

(専門家派遣に係る中小企業者等の自己負担)

- 第9条 支援プラザは、専門家の派遣を受けた中小企業者等に、診断助言に要する謝金の1/3相当額または1/4相当額の負担金を求めることとする。
- 2 前項の負担金については、支援プラザが発行する自己負担金納入通知書により、中小企業者等は全額を専門家派遣の実施前に一括納入することとする。ただし、診断助言実施期間が1ヶ月を超える場合は、1ヶ月毎に納入することができるものとする。
 - 3 第7条第3項により派遣回数の変更があつた場合は、支援プラザは派遣対象企業より支払いを受けた自己負担金について、変更後の派遣回数に対応する自己負担金との差額を対象企業に対して、返還または追加徴収するものとする。
 - 4 支援プラザが実施する「トップランナー育成支援事業」の採択事業者は、当該年度の企業負担金を免除する。

(報告書の提出)

- 第10条 派遣された専門家および専門家の派遣を受けた中小企業者等は、本事業に係る診断助言の支援が終了した後、速やかに様式第7および様式第8による報告書をそれぞれ提出するものとする。ただし、診断助言の期間が1ヶ月を超える場合は、1ヶ月毎に経過報告書を提出するものとする。（様式第9）
- 2 専門家派遣を受けた中小企業者等は、支援プラザが診断助言の支援の効果を把握するために必要な様式第10号による「専門家派遣事業による目標達成度報告書」を支援終了後の一定期間内に提出するものとする。

(事後評価および効果の確認)

- 第11条 支援プラザは、審査委員会において前条の規定により提出された報告書等により支援の内容について評価を行うとともに一定期間経過後に対象企業に対して電話等でヒアリングを行う等により、随時、事業効果の把握に努めるものとする。
- 2 専門家派遣を受けた中小企業者等は、第1項に関する支援プラザの求めに応じて、事後評価および効果の確認に関連した情報提供に努めることとする。

(専門家の守秘義務)

- 第12条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

(成果の普及)

- 第13条 支援プラザは、本事業による支援を得て経営革新等を行い経営の向上を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた企業の了解を得てインターネット等を活用して中小企業者に情報提供することにより、同様の問題を抱える中小企業者等の迅速な問題解決に資するものとする。
- 2 専門家派遣を受けた中小企業者等は、第1項に関する支援プラザの求めに応じて、成果の普及に関連した情報提供に努めるなど協力することとする。

(中小企業金融公庫および国民生活金融公庫との連携)

- 第14条 支援プラザが実施する専門家派遣事業においてITコーディネーター等の専門家の派遣を受けている者若しくは受けた者が中小企業金融公庫の戦略的情報技術活用促進貸付または国民生活金融公庫の情報技術導入促進貸付を希望する場合は、中小企業金融公庫または国民生活金融公庫と十分な打合せを行い、円滑な事務処理を行うものとする。

(補則)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は平成30年4月1日から施行する

付 則

この要領は平成31年4月1日から施行する

付 則

この要領は令和 2年4月1日から施行する

付 則

この要領は令和 2年10月9日から施行する